

## 平成 27 年第 1 回紀の川市議会定例会 第 6 日

平成 27 年 3 月 23 日（月曜日） 開 議 午前 9 時 29 分

閉 会 午後 1 時 14 分

### ◎議事日程（第 6 号）

- 日程第 1 議案第 32 号 平成 27 年度紀の川市一般会計予算について
- 日程第 2 議案第 2 号 財産の取得の一部変更について
- 議案第 3 号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 議案第 4 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 9 号 紀の川市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第 10 号 紀の川市行政手続条例の一部改正について
- 議案第 21 号 紀の川市立図書館条例の一部改正について
- 議案第 22 号 紀の川市社会体育施設条例の一部改正について
- 議案第 34 号 平成 27 年度紀の川市土地取得事業特別会計予算について
- 議案第 56 号 那賀 5 町新市建設計画の変更について
- 議案第 60 号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 議案第 62 号 工事請負契約の一部変更について（旧貴志川分庁舎耐震改修工事）
- 議案第 63 号 紀の川市教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について
- 追加日程第 1 議員提出議案第 1 号 財産の取得の一部変更に対する附帯決議案について
- 日程第 3 議案第 5 号 紀の川市保育料徴収条例の制定について
- 議案第 6 号 紀の川市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 7 号 那賀老人福祉施設組合清算基金条例の制定について
- 議案第 11 号 紀の川市心身障害児（者）医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 議案第 12 号 紀の川市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 議案第 13 号 紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部改

正について

- 議案第14号 紀の川市墓地条例の一部改正について
- 議案第15号 紀の川市あき地管理の適正化に関する条例の一部改正について
- 議案第16号 紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 議案第17号 紀の川市心身障害児在宅扶養手当支給条例の一部改正について
- 議案第18号 紀の川市介護保険条例の一部改正について
- 議案第19号 紀の川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 議案第25号 平成26年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第26号 平成26年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第27号 平成26年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第29号 平成26年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第30号 平成26年度紀の川市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第31号 平成26年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第35号 平成27年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 議案第36号 平成27年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について
- 議案第37号 平成27年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第38号 平成27年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について
- 議案第42号 平成27年度紀の川市簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第54号 平成27年度紀の川市水道事業会計予算について
- 議案第55号 平成27年度紀の川市工業用水道事業会計予算について
- 議案第61号 那賀老人福祉施設組合規約の変更に関する協議について
- 議案第64号 紀の川市国民健康保険条例の一部改正について

- 日程第4 議案第 1号 工事委託協定の締結について（市道中学校連絡線自歩道新設整備事業に伴う和歌山線粉河・紀伊長田間粉河中学校前架道橋新設工事）
- 議案第 8号 紀の川市財産区管理会条例の制定について
- 議案第20号 紀の川市都市公園条例の一部改正について
- 議案第24号 平成26年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第28号 平成26年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第33号 平成27年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 議案第39号 平成27年度紀の川市公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第40号 平成27年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第41号 平成27年度紀の川市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第43号 平成27年度紀の川市池田財産区特別会計予算について
- 議案第44号 平成27年度紀の川市田中財産区特別会計予算について
- 議案第45号 平成27年度紀の川市長田竜門財産区特別会計予算について
- 議案第46号 平成27年度紀の川市竜門財産区特別会計予算について
- 議案第47号 平成27年度紀の川市南北志野財産区特別会計予算について
- 議案第48号 平成27年度紀の川市飯盛財産区特別会計予算について
- 議案第49号 平成27年度紀の川市静川財産区特別会計予算について
- 議案第50号 平成27年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計予算について
- 議案第51号 平成27年度紀の川市調月財産区特別会計予算について
- 議案第52号 平成27年度紀の川市丸栖財産区特別会計予算について
- 議案第53号 平成27年度紀の川市平池財産区特別会計予算について
- 議案第57号 権利の放棄について
- 議案第58号 権利の放棄について
- 議案第59号 権利の放棄について
- 日程第5 議案第23号 平成26年度紀の川市一般会計補正予算（第5号）について

- 日程第6 委員会提出議案第1号 紀の川市議会委員会条例の一部改正について  
 日程第7 委員会提出議案第2号 市長の専決処分事項の指定についての一部改正について  
 日程第8 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第6号）のとおり

○出席議員（21名）

1番 並松八重	2番 太田加寿也	3番 船木孝明
4番 中尾太久也	5番 仲谷妙子	6番 大谷さつき
7番 石脇順治	8番 中村真紀	9番 榎本喜之
10番 坂本康隆	11番 森田幾久	12番 村垣正造
13番 竹村広明	14番 杉原勲	15番 西川泰弘
16番 堂脇光弘	17番 室谷伊則	18番 上野健
19番 石井仁	20番 川原一泰	22番 高田英亮

○欠席議員（0名）

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村慎司	副市長	田村武
市長公室長	林信良	企画部長	上山和彦
総務部長	竹中俊和	市民部長	中邨勝
地域振興部長	宇田美千子	保健福祉部長	服部恒幸
農林商工部長	岩坪純司	建設部長	福岡資郎
国体対策局長	畑野孝典	会計管理者	吉田靖
水道部長	田村佳央	農業委員会事務局長	米田昌生
教育長	松下裕	教育部長	山本弘茂
総務部財政課長	杉本太		

○議会事務局職員

事務局長	城山義弘	議事調査課長	中野朋哉
議事調査課長補佐	田中啓吾	議事調査課係長	藤田郁也

（開議 午前 9時29分）

○議長（高田英亮君） おはようございます。

本日は、委員会審査結果報告なども含めて、議事運営に御協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第1回紀の川市議会定例会6日目の会議を開きます。

本日の委員長報告ですが、日程第1では、平成27年度紀の川市一般会計予算審査特別委員会委員長に審査結果の報告を求め、委員長報告に対する質疑の後、議案について討論、採決を行います。

日程第2から日程第4では、各常任委員会に審査を付託していた案件のうち議案第23号以外の案件について、各常任委員会ごとに委員長に審査結果の報告を求め、委員長報告に対する質疑の後、議案について討論、採決を行います。

日程第5では、分割付託していた議案第23号について、再度各常任委員長にそれぞれ審査結果の報告を求めた後、一括して委員長報告に対する質疑の後、議案について討論、採決を行いますので、御了承願います。

それでは、これより議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付をしているとおりであります。

---

#### 日程第1 議案第32号 平成27年度紀の川市一般会計予算について

---

○議長（高田英亮君） まず、日程第1、議案第32号 平成27年度紀の川市一般会計予算についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました議案については、過日の本会議において、平成27年度紀の川市一般会計予算審査特別委員会に審査を付託していたものであります。

委員長より審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、審査結果の報告を求めます。

それでは、平成27年度紀の川市一般会計予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

16番 堂脇光弘君。

○16番（堂脇光弘君）（登壇） 皆さん、おはようございます。

それでは、委員長報告をさせていただきます。

平成27年度紀の川市一般会計予算審査特別委員会における審査の経過並びに結果について、報告いたします。

当委員会に付託されました議案第32号 平成27年度紀の川市一般会計予算について、去る3月3日、4日、5日の三日間、市役所6階委員室1において委員会を開催し、当局から付託案件について説明を聴取した後、審査を行いました。

委員会における質疑の主なものは、次のとおりです。

まず、歳出に対する質疑では、2款、1項、1目、一般管理費の時間外勤務手当について、事業ごとに計上しているとのことだが、トータルの金額をただしたのに対し、一般会計で1億868万4,000円を計上しているとの答弁でした。

次に、2款、1項、2目、人材育成研修事業では、職員研修の効果をただしたのに対し、綱紀肅正や交通安全等の研修を実施しているが、平成26年度は職員の不祥事が続き、効果が出ているとは言えない状況です。今後も前向きに実施していきたいとの答弁でした。

次に、2款、1項、3目、文書広報費の広報公聴事業について、フェイスブックを活用して市のPRをするため、ほかの部署に周知徹底し、協力して情報発信してはただしたのに対し、情報発信については、閲覧者の関心を集められるようフェイスブックの特性を配慮した記載情報の充実に努め、各部署に協力を求めていくとの答弁でした。

次に、2款、1項、6目、公有財産台帳整備委託料について、筆界未定になっている市有地も精査するのとただしたのに対し、この委託料は所管課不明、あるいは財産台帳に記載されていない土地を所管課並び売却可能資産であるかを見きわめるための調査であり、筆界未定の土地については、2年間の作業の中で関係者との協議を踏まえて把握していきたいとの答弁でした。

次に、2款、1項、7目、企画費の国際交流事業で建物借り上げ料が計上されているが、人事交流を予定しているのとただしたのに対し、西帰浦市から間もなく女性の職員が派遣される予定となっている。ただ、紀の川市から西帰浦市へは希望者がなかったため、今回も派遣はないという答弁でした。

次に、2款、1項、8目、企業立地推進費の企業誘致促進事業では、誘致事業に対する優遇制度は他の自治体と比べてどうかとただしたのに対し、紀の川市の優遇制度は、固定資産税、地元雇用、工場設置に対する投資額の費用に対し、限度額2,000万円ないし3,000万円の補助金を出している。県内では、ほぼ同等であるとの答弁でした。

また、残り3区画を目標年まで完売の見込みをただしたのに対し、残り3区画について県と協議しながら誘致活動をしている。現在は、2社と交渉中との答弁でした。

さらに、売れなかったときに財政への影響はどうかとただしたのに対し、売れなかった場合、市財政に負担がかかるので、貸し付け方法などいろいろ検討していきたい。完売すれば、借金も大きく減るので、積極的に完売できるように努力していきたいとの答弁でした。

次に、2款、1項、7目、公共施設マネジメント計画策定事業の委員報酬の内容をただしたのに対し、公共施設マネジメントは、平成26年度で白書をつくり、平成27年度はマネジメント計画を策定する。計画を策定するにあたり、策定委員会を設置し、その中に学識経験者や外部の方に1名ないし2名入っていただき、公共施設の方向を検討していただくための委員報酬を計上しているとの答弁でした。

さらに、委員会で検討している内容を修正可能な段階で公表するのとただしたのに対し、公表する必要があると考えている。その方法はまだ決まっていない状況ですが、ある

程度修正のできるときに公表できればと考えているとの答弁でした。

次に、2款、1項、15目、自治振興費の地域安全事業について、犯罪を抑制するためにも防犯カメラの設置は必要でないかとただしたのに対し、既に防犯カメラにつきましては、平成26年度で6カ所設置完了になる予定です。また、今後の設置については、関係課、地域、学校を交えて設置場所などを検討していきたいとの答弁でした。

次に、2款、1項、19目、合併10周年記念式典事業費では、記念式典の日程と市歌制定事業では周知方法をただしたのに対し、記念イベントのNHKのど自慢は、8月8日が予選日、9日が本番で、新市民体育館で行います。

また、合併10周年記念式典は、合併記念日の11月7日、土曜日、ホール田園で式典並びに記念講演を予定している。

市歌の制定は、平成27年度は詞を募集し、記念式典で詞を発表し、次年度に曲をつけていきたいと考えている。歌の周知は、学校や市役所でCDをかけるなど啓発に努めていくとの答弁でした。

次に、2款、2項、3目、徴税費の市税等収納事業と市税等滞納整理事業について、収税課の平成27年度の方針と計画をただしたのに対し、平成27年度の方針は、例年どおり現年分の徴収率の向上と滞納分の完全徴収、加えて滞納者の徴収困難案件を整理することを考えているとの答弁でした。

次に、3款、1項、4目、障害者総合支援費の障害児通所給付事業について、現在の人数と増加の見込みと、またふえるのであれば居場所の提供をどうするのかとただしたのに対し、平成26年度は、延べ1,810人が通所施設の利用を予定している。放課後児童デイサービス事業所は、紀の川市内にも年々増加しているが、概ね利用者が希望するところに入所できる体制になっているとの答弁でした。

次に、3款、2項、1目、児童相談支援事業で、子育て支援プログラム事業委託料の事業内容をただしたのに対し、子育てに関する問題を自分で解決できるようにお母さん方を対象に7回のスキルトレーニングを行う事業で、1回当たり13人を予定しているとの答弁でした。

次に、4款、1項、6目、斎場の火葬場解体撤去事業について、解体費用と設計はどのような業者に委託するのかとただしたのに対し、ことしは火葬場のダイオキシン類、アスベストを含めた有害物の調査を行う。概算の解体工事費は、粉河火葬場で891万円、桃山火葬場は1,080万円で、設計業務は市内業者に委託する予定との答弁でした。

次に、4款、2項、2目、塵芥処理費の収集事務所整備事業で、紀の海広域施設の処理場が完成したときの収集事務所の設置場所をただしたのに対し、収集事務所は河南、河北の2カ所に設置し、河南は貴桃クリーンセンターに、河北は当面の間、粉河支所に対応したいとの答弁でした。

次に、6款、1項、1目、農業委員会運営事業で、農業委員の現状と今後の定数をただしたのに対し、農業委員の定数は、現在37名です。委員数が半減されると閣議決定され

ていますが、法改正が行われていないので、ことしは現状のままとの答弁でした。

次に、6款、1項、3目、農業振興費の有害鳥獣防止対策事業と農作物被害防止対策事業の内容をただしたのに対し、有害獣被害防止対策事業補助金は、有害獣から農作物を守るための防護柵、電気柵等を設置する資材の購入に要する費用の3分の1を助成する事業で、農作物被害防止対策事業は、緊急を伴う干ばつのために初期のかん水を必要とする部分に適切に対応し、農作物の干ばつの被害を減少させる目的で常設の井戸を設置するための工事費との答弁でした。

次に、6款、1項、10目、農業施設整備事業費の農業用施設整備事業補助金の内容をただしたのに対し、区長からの要望は市全体で62件あり、内訳は、道路が21件、水路が33件、ため池が8件との答弁でした。

次に、7款、1項、3目、観光振興費の観光ファン拡大事業で、フルーツ・ツーリズム推進協議会の活動内容とメンバーの構成をただしたのに対し、フルーツ協議会の設置の際、メンバーを募集し、市内外から約120名が集まり、ワークショップの方で研究会を行い、紀の川市で今できること、果物を通じて文化・歴史を考えながら、475のアイデアが集まりました。

その中で、すぐにやれるものを平成26年度でフルーツ茶会、フルーツ料理研究会、フルーツ川柳、農業体験部会、情報発信部会という五つに分け、部会を開催して、会員がみずから考え運営を行っているもので、平成27年度もやっていきたいとの答弁でした。

次に、8款、2項、1目、道路橋梁総務費の京奈和関空連絡道路促進事業の補助金の内容についてただしたのに対し、この補助金は同盟会設立に向けたもので、同盟会設立にあたり新しく加盟する自治体に負担金を求めるのは困難であるので、これまでどおり泉佐野市と紀の川市2市で負担することで合意している。これまでは、協議会の運営に2市が5万円ずつを負担していましたが、設立総会を開くため、会場設営費など暫定的に計上しているとの答弁でした。

次に、8款、2項、3目、道路橋梁新設改良費の市道改良事業の事業箇所をただしたのに対し、事業箇所は地元から200件余りの要望があり、うち44件を平成27年度は施行していく。44件の内訳は、打田地区10件、粉河地区10件、那賀地区10件、桃山地区5件、貴志川地区9件との答弁でした。

次に、8款、2項、3目、道路橋梁新設改良費の社会資本整備道路改良事業で、この工事はJRの線路の下の部分とそれ以外の道路の部分に分けて工事を発注するのかとただしたのに対し、工事は県道の切り下げ部分と地下道の部分がJRに委託し、その地下道を抜けてから粉河商工会館までは、市が発注するとの答弁でした。

次に、9款、1項、4目、消防施設整備事業で、消防器具庫と防火水槽の設置箇所をただしたのに対し、消防器具庫の2棟は、打田方面隊の畑野上地区、粉河方面隊の遠方を予定している。防火水槽は粉河方面隊の遠方の器具庫に併設するものと、丸栖東地区、杉原地区との答弁でした。

同じく、防災行政無線デジタル化事業について、完了期日をただしたのに対し、平成26年度に基本設計を行い、平成27年度に実施計画と工事をプロポーザル方式に発注を予定して。工事は、平成28年度から平成31年度の4年間の予定との答弁でした。

次に、10款、1項、3目、教育諸費の英語講師派遣委託料が前年度に比べて減っているが、その理由をただしたのに対し、派遣する人数は小学校2名、中学校3名の派遣で昨年と同じで、委託料が減っているのは昨年の実績をもとに計上しており、できるだけ経費を安くできるように努力した結果との答弁でした。

次に、10款、2項、1目、学校管理費の小学校空調設備事業について、事業箇所をただしたのに対し、平成27年度は池田小学校、田中小学校、長田小学校、粉河小学校、西貴志小学校、中貴志小学校、東貴志小学校の7校の設計費用との答弁でした。

次に、10款、2項、2目、教育振興費の小学校教育活動事業の消耗品費の内容をただしたのに対し、平成27年度は小学校教科書の改訂の年になり、その改訂に伴う教科書、または指導書の費用との答弁でした。

次に、10款、3項、3目、学校管理費の打田中学校部室棟移転改築事業で、以前に上野庁舎前線の整備とあわせて移転工事を行えば補助がもらえると説明を受けていたが、どうなっているのかとただしたのに対し、国から移転の補助金をいただけるので、中学校建築時に移転をする場合より有利になっているとの答弁でした。

次に、10款、5項、2目、公民館費の公民館活動推進費事業の女性学級補助金の事業内容をただしたのに対し、女性学級は四つの学級があり、1学級1万9,000円の補助金となっている。事業内容は、各団体の活動、健康講座、社会見学、それから出前講座等を受けて活動しているとの答弁でした。

次に、10款、5項、6目、図書館費で、各図書館の職員体制と閉鎖する3図書館の職員の配置はどうなるのかとただしたのに対し、図書館の職員配置は、正職員3名、臨時職員は打田で4名、粉河で1名、那賀1名、桃山2名、貴志川で2名とスポットの臨時職員の2名で運営している。平成27年度は、図書館が完全にできていないので、現在のまま臨時職員を雇用する予定との答弁でした。

次に、10款、6項、5目、学校給食費の粉河・那賀給食センター統合事業は、保護者へ説明をしているのかとただしたのに対し、保護者への説明は平成27年度、平成28年度のPTA総会で説明を予定しているとの答弁でした。

次に、歳入に対する質疑は、まず軽自動車税の増加理由をただしたのに対し、軽自動車税の増収は、平成26年度で税制改正により税率の改正があり、それに伴い二輪車の税率も改正がされ増収が見込まれましたが、平成27年度の税制改正ということで、1年間見送られ、実際の増収の部分については軽自動車の乗用部分の毎年の増加分を見込んでいるとの答弁でした。

また、基金繰入金の地域振興基金繰入金の繰り入れ先をただしたのに対し、この基金は、市道等の改良事業に1億8,400万円、合併10周年記念事業費に1,451万9,0

00円、子ども医療費の助成金に9,800万円、国体の運営費用に1億5,300万円の繰り入れになっているとの答弁でした。

同じく、平成27年度末の財政調整基金の残高をただしたのに対し、残高の見込みは34億9,378万7,000円になっているとの答弁でした。

以上が、当委員会における審査の主な内容です。

慎重審議の結果、議案第32号 平成27年度紀の川市一般会計予算については、賛成多数で原案のとおり可決するものと決しております。

以上で、報告を終わります。御審議、よろしく申し上げます。

○議長（高田英亮君） それでは、ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

続きまして、ただいま議題となっております議案について討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

それでは、議案第32号についての反対討論。

8番 中村真紀君の発言を許可します。

○8番（中村真紀君）（登壇） おはようございます。

それでは、議案第32号 平成27年度紀の川市一般会計予算に対する反対討論を行います。

ことは、合併10年目を迎えるという年です。その節目の年に失われるものが大き過ぎます。拡充されるべき障害児扶養手当の縮小、大切な思い出となる成人式の予算の削減、生ごみ処理機器購入費補助の廃止など、旧町時代から引き継いで取り組んできた施策が後退しました。

また、新市建設計画で、図書館ネットワークの形成を主要事業に定めながら、桃山・粉河・那賀の図書館を廃止することは、市民サービスの低下につながり、避けるべきです。

そして、粉河と那賀の給食センターを統合するための予算も計上されましたが、このことは自校給食の廃止に続き、食育の推進を掲げる紀の川市の施策の後退になるもので、受け入れられるものではありません。

さらに、ことし10月から国民一人一人に通知されるマイナンバーですが、もともとは100%国費によるものだったはずですが、国策とは言え、市費を投入して個人のプライバシーを管理するというのは、市民の暮らしに必要なことでしょうか。

小学校の空調設備整備事業や27年度予算を26年度予算の5号補正と一体に見る中ならば、商工会商品券補助事業の拡大や保育所の保育環境整備事業などを行う来年度の事業に期待するところもありますが、旧町時代からの予算を手放していく予算であることから、反対するものです。

○議長（高田英亮君） 続いて、賛成討論の発言を許可いたします。

17番 室谷伊則君。

○17番（室谷伊則君）（登壇） 私は、ただいま議題となっております議案第32号平成27年度紀の川市一般会計予算について、賛成の討論を行います。

平成27年度の予算は、私たち市民が安全・安心で快適に生活するためのさまざまな経費が計上されております。

防災行政無線のデジタル化推進や道路等のインフラ整備、少子高齢化対策としての不妊治療や子ども医療助成事業等の継続に加え、高齢者の見守りの強化、また人口減少対策にも寄与するであろう都市基盤の整備と農業振興を図るための用途地域指定に向けた調査、さらには市民が憩える都市公園の整備や子どもたちが安心して学べる教育施設の耐震化など、各分野にわたり配慮された予算であると評価いたします。

また、平成27年度は合併して10年の節目の年でもあり、合併10周年記念事業も予定されておりますが、この10年間において旧5町間の均衡のある基盤整備、あるいは紀の川市にとって行わなければならない事業は着実に実施され、その成果は大きな形となってあらわれてきています。

今後は、市の財政状況も厳しくなる中、施設の統廃合を含めた行政改革の推進と人口減少に歯どめをかけるための諸施策の実現など、各種の計画策定にあっては十分な調査・研究を行い、関係部署が連携し、議会に対する報告も密にし、真に市民にとって必要である事業を行っていただくよう要望し、私の賛成討論といたします。

○議長（高田英亮君） これより、採決を行います。

この採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

議案第32号 平成27年度紀の川市一般会計予算については、委員長の報告は可決とするものです。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議案第32号は、原案のとおり可決いたしました。

---

日程第2 議案第2号 財産の取得の一部変更について から

議案第63号 紀の川市教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について まで

---

○議長（高田英亮君） 続いて、日程第2、議案第2号 財産の取得の一部変更についてから、議案第63号 紀の川市教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定についてまでの12議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました12議案については、過日の本会議において総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会委員長より委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

20番 川原一泰君。

○20番（川原一泰君）（登壇） おはようございます。

総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告をいたします。

当員会は、去る2月27日の本会議で付託されました議案10件につきましては、10日に、16日の本会議で付託されました議案2件につきましては、16日に委員会を開催し審査を行いました。

まず、3月10日開催の委員会は、本庁舎6階委員会室1において、全委員の出席を得て審査を行いました。

慎重審議の結果、議案第4号、議案第21号については、賛成多数をもって、その他の8議案については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしてございます。

なお、議案第2号については、森田幾久委員ほか5名より、本案に対し、附帯決議案が提出され、全会一致で附帯決議を付すことに決しました。

附帯決議の内容は、お手元に配付しているとおりでありますが、委員会審査の中で特に問題となった「市民体育館スポーツ備品」の購入については、当初計画の際、購入品目の十分な精査を行っていただければ追加購入の必要がなかったと考えられ、今後の事業遂行にあたっては、疑義の生じることのないよう事務の改善及び法規等の整備に早急に取り組み、また、当初計画の段階から十分な精査を行うことを強く求めるものであります。

委員会における各委員の質疑の主なものは、次のとおりであります。

まず、議案第2号 財産の取得の一部変更については、契約金額が当初の4,698万円から今回の5,826万6,000円と1,182万6,000円も増額変更になった理由はとただしたのに対し、購入にあたり精査が十分でなかったため、後で大型器具の購入については別途搬入組み立て費等が必要であることが判明し、当初の入札時に全てのスポーツ備品を入札することができなかったため、今回の変更契約により残りの備品の取得を行うものであるとの答弁でございました。

また、今回の追加備品の購入については変更契約となっているが、新たに入札する考えはなかったのかとただしたのに対し、追加備品の購入については入札等も考えられるが、今回については体育館の中にある一体の備品と考えており、議会の議決を得ながら進めていくのが最善の方法であると考え、変更契約としたとの答弁でございました。

また、入札という方法は競争原理も働き、また一般の人にも疑義を与えない大きなメリットがあるが、その点の考えはとただしたのに対し、今後、このような場合については疑義が生じないような形も考えながら、執行部として今回の意見を十分参考にしていきたいとの答弁でございました。

次に、議案第3号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定については、現在の教育長の任期中は、教育委員長も含めて今までどおりの体制かとただしたのに対し、条例の附則の経過措置のとおり、平成27年度については今までどおりの体制であるとの答弁でございました。

次に、議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、総合教育会議に首長がかかわることで、教育行政に対して政治的独立性や中立性が保たれるのかと問いただしたのに対し、今までどおり合議制を担保していきながら、教科書の選択や教職員の人事等については政治的中立性を守っていきたいとの答弁でございました。

次に、議案第10号、紀の川市行政手続条例の一部改正については、今回の行政手続条例の中で「行政指導の中止等の求め」や「処分等の求め」ができるよう改正されているが、現場で具体的にどういった運用をされるのかとただしたのに対し、例えば、道路に放置車両があり、その所有者に期限を決めて勧告した場合、一つは、勧告される要件には当たらないと中止を求める場合と、もう一つは、期限が過ぎているため、市に対し早急な処分を求める場合等が考えられるとの答弁でございました。

次に、議案第21号 紀の川市立図書館条例の一部改正については、今後閉館される地域の方に対し、利便性の確保についてはどう考えているのかとただしたのに対し、図書館のシステムを変更し、予約をスマートフォンやパソコン等からもできるよう改良し、予約した図書を支所等で収受できるよう検討しているとの答弁でございました。

次に、議案第22号 紀の川市社会体育施設条例の一部改正については、現在、パークゴルフ場の利用時間については、午前9時から午後5時までになっているが、夏季と冬季では利用時間を変更していく考えはないのかとただしたのに対し、利用時間については条例で定めているが、昨年度から運用的に夏休み期間中については利用時間を長くしているとの答弁でございました。

また、利用料に関して、1日に2ラウンド、3ラウンド回った場合は利用料が高額になるため、回数券や半日・1日券を導入する考えはないのかとただしたのに対し、利用人数もふえてきている中、今後検討していきたいとの答弁でございました。

次に、3月16日開催の委員会は、本庁舎6階委員会室1において、6名の委員の出席を得て審査を行いました。

慎重審議の結果、当委員会に付託されました議案第62号、議案第63号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をしております。

委員会における各委員の質疑の主なものは、次のとおりであります。

議案第62号 工事請負契約の一部変更について（旧貴志川分庁舎耐震改修工事）では、今回の改修部分について、それぞれの工事の積算金額と防水工事箇所についてはとただしたのに対し、まず、それぞれの積算金額については、タイル工事が1,065万7,572円、防水塗装が1,030万9,297円、諸経費1,493万3,347円であると

の答弁でございました。

また、防水工事については、当初、屋上部分の雨漏り改修を予定していたが、工事中に壁面から雨水の浸透が確認されたため、今回、防水改修工事を追加するものであるとの答弁でございました。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

それでは、ただいま議題となっております12議案について、討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、議案第4号についての反対討論。

19番 石井 仁君の発言を許可します。

石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（登壇） おはようございます。

議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてに対する反対討論を行います。

今回の条例制定は、議案の表題にあるように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正を受けて、教育委員会委員長の報酬を定めた紀の川市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例から、教育委員長の報酬規定を削除するなど、4条例を改正するものとなっています。

現在の地方教育行政は、戦前の政治権力による教育への介入・支配を反省したことから出発しました。教育に対する政治の役割は、教育内容にあれこれ注文をつけるのではなく、教育条件を整備し、子どもの教育権を保障することとして、そのために教育委員会の独立性と中立性を保つ仕組みがとられてきました。

しかし、今回の法律改正により、これまで教育委員の中から選んでいた教育長を自治体の首長が任命することになります。さらに、教育委員会を代表している教育委員長を廃止し、教育長を教育委員会のトップにするということにもなります。これまでは、教育長に問題があるときには、教育委員会として罷免することができましたが、今後はそれはできなくなり、教育委員会の教育長の任命権や指揮監督権は失われます。このことは、国や市長から独立した行政組織であるという現行の教育委員会の最大の特徴を否定し、教育委員会を首長が任命した教育長の支配下に置くものと言えます。

また、法律では、首長と教育委員会で組織する総合教育会議が設置されることとなります。紀の川市でも、4月以降に設置するということですが、この会議は自治体の首長が招集権限を持っており、首長が各自治体の教育の振興に関する大綱を定めることとなります。

大綱は、国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌して決めるとなっています。国の方針を受けて、それを参考にして沿う形で大綱を定めることになり、「愛国心教育」の子どもたちへの押しつけや学校の統廃合など、時の政権の政策が直接教育委員会に、そして教育現場に押しつけられかねません。

国の政権やその時々々の首長の立場や政策がいかなるものであれ、右であっても左であっても、それが求心的に地方の教育現場に押しつけられることは避けるべきだと考えます。現行の教育委員会制度が担保する教育委員会の独立性を保ち、教育委員会の主体性を否定せずに尊重するという教育行政であるべきです。

総務文教常任委員会の質疑では、教育委員会制度の意義と特徴である政治的中立性の確保や教育委員会の合議制、住民による意思決定などについて、教育長と副市長にお尋ねをしました。教育長からは、レイマンコントロール、住民の意向を教育行政に反映させていくという考えは変わらないということや、たとえ教育長が委員長と一緒になっても合議制は担保していきたい、政治的中立性を守っていきたいと答弁がありました。

田村副市長は、教育委員会の合議性について、今までも尊重してきたし、今後も十分尊重していきたいと考えていると述べられました。大事な答弁、真っ当な考えをされていると思いました。

しかし、松下教育長がそうおっしゃられたとしても、また田村副市長、中村市長がそうだとしても、10年先、20年先ではどうか。求心的に時の市長の考えや国の施策で教育委員会を動かそうとする教育行政を変えようとする人が出てくる可能性は否定できません。

改めて、今回の法律改正は、市長と教育長に教育行政に対する権限を圧倒的に持たせるものとなっています。教育委員会の独立性を形骸化させかねない法律改正を受けての教育委員長の廃止などを含む内容であることから、この条例制定議案に反対いたします。

○議長（高田英亮君） 続いて、賛成討論の発言を許可します。

2番 太田加寿也君。

○2番（太田加寿也君）（登壇） 私は、議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、賛成討論を行います。

本件については、現状の教育委員会制度におけるさまざまな課題に対し、改革を進める必要があるということが背景にあり、特に教育委員長と教育長の責任の所在がわかりづらく、教育行政の責任体制の明確化を図ることを目的としており、教育長を特別職として明確に教育委員会の最高責任者として位置づけることが、課題山積の教育行政を押し進めていく上で非常に重要であると考えことから、本議案に対する賛成討論とします。

○議長（高田英亮君） 次に、議案第21号についての反対討論。

19番 石井 仁君の発言を許可します。

石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（登壇） 議案第21号 紀の川市図書館条例の一部改正につい

て、反対討論を行います。

本条例改正案は、現在旧町ごとに5館ある市立図書館を2館へ統廃合することを定める内容となっています。打田生涯学習センターと併設する河北図書館と旧貴志川分庁舎を改修して設置する河南図書館の2館体制で、それぞれ特色を持たせた図書館として充実させていくと説明がされてきました。

この二つの図書館が充実されるということには賛成ですが、粉河・那賀・桃山の各図書館は廃止されます。図書の予約は、パソコンや携帯電話からできるようにし、最寄りの支所等で貸し出しができるように準備をしていること、読み聞かせなどの活動もそれぞれの施設ごとにどう活動できるようにするか検討しているという説明もありましたが、図書館がなくなるということに変わりはなく、この点は賛成できません。

紀の川市は、個人の学習活動が人との交流を生み、地域の連帯感や自治意識の向上を図り、地域意識の活性化につなげることができる生涯学習を推進することが最も有効であるという考えから、「生涯学習のまち」宣言をしていますが、廃止される図書館も生涯学習や地域活動の拠点として存在してきました。生涯学習の主力とも言える図書館は、各地域ごとに残しながらそれぞれの充実を図るべきであると考えます。

よって、本議案には反対いたします。

○議長（高田英亮君） 続いて、賛成討論の発言を許可します。

2番 太田加寿也君。

○2番（太田加寿也君）（登壇） 私は、議案第21号 紀の川市立図書館条例の一部改正について、賛成討論を行います。

現在の5館の図書館は旧町時代から引き継いだものであるため、施設の老朽化による維持管理経費の増加、また施設が分散化しているため、蔵書の重複や分散、他市と比較しても多い職員数等、サービス面から見ても財政面から見ても、決して効率的な運営ではありません。

図書館の再編については、現在行っているサービスをより充実させ、効率的な運営ができるように5館を2館に再編するものであります。また、図書館の閉館についても、順次閉館することにより、市民への周知等を計画的に予定されています。

図書館が2館になることにより、それぞれ特色を持った図書館であり、市民が有効利用できる図書館に生まれ変わることを期待し、本議案に対する賛成討論とします。

○議長（高田英亮君） 以上で、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号 財産の取得の一部変更については、委員会審査報告は可決とするものです。本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前10時24分）

（再開 午前10時26分）

○議長（高田英亮君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

ただいま、川原一泰君ほか6名の連署により、議員提出議案第1号 財産の取得の一部変更に対する附帯決議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決しました。

なお、追加日程表については、会議規則第20条の規定により、報告により配付にかえさせていただきます。

---

追加日程第1 議員提出議案 第1号 財産の取得の一部変更に対する附帯決議案について

---

○議長（高田英亮君） それでは、追加日程第1、議員提出議案第1号 財産の取得の一部変更に対する附帯決議案についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

11番 森田幾久君。

○11番（森田幾久君）（登壇） それでは、議員提出議案第1号 財産の取得の一部変更についてに対する附帯決議案の提案説明を行います。

提出者は、私、森田ほか総務常任委員会、全委員の7名です。

朗読をもって、提案説明といたします。

財産の取得の一部変更に対する附帯決議案。

本件は、平成26年第4回紀の川市議会定例会において可決した「財産取得について」、「市民体育館スポーツ備品（大型備品一式）」について、備品を購入するにあたり、当初議決を得た目的の同一性が失われておらず、関連性があり一体的なものであるということから、取得金額の変更の議決を得たものであるが、4,698万円から5,826万6,000円と取得金額を大きく変更する内容のものであった。

備品の購入にあたっては、当初計画の際、備品品目の十分な精査を行ってれば、追加購入する必要はないのではないかと考えられる。今回においては、当初計画の段階で総合的かつ計画的に十分な検討がなされていなかったのではないかと推測され、適切な事務処理であったのか、疑義が生じる面がある。

しかしながら、市民体育館については、一日でも早く完成し、多くの市民の皆様にご利用してもらうこと、さまざまなイベントを企画し、市の活性化を図ること、また、ことし9月に開催される国民体育大会のハンドボール競技に使用されることから、国民体育大会が盛大に開催され、成功をおさめることを議会としても大いに望むところであるため、変更契約による追加購入も認めざるを得ないと判断するに至ったところである。

よって、今後の事業遂行にあたっては、疑義が生じることのない事務の改善及び法規等の整備に早急に取り組み、また、当初計画の段階から十分な精査を行うことを強く求めるものである。

以上、決議する。

御賛同、よろしく願いいたします。

○議長（高田英亮君） 以上で、議案提出者の提案説明が終了いたしました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本日、直ちに質疑、討論、採決まで行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号については、本日、直ちに質疑、討論、採決まで行うことに決しました。

それでは、議員提出議案第1号については、質疑、討論、採決を行います。

議員提出議案第1号に対する質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

議員提出議案第1号について、討論はありますか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。

議員提出議案第1号 財産の取得の一部変更に対する附帯決議案については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第3号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第9号 紀の川市職員等の旅費に関する条例の一部改正については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第10号 紀の川市行政手続条例の一部改正については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

議案第21号 紀の川市立図書館条例の一部改正については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第22号 紀の川市社会体育施設条例の一部改正については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第34号 平成27年度紀の川市土地取得事業特別会計予算については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第56号 那賀5町新市建設計画の変更については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第60号 和解及び損害賠償の額の決定については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第62号 工事請負契約の一部変更について（旧貴志川分庁舎耐震改修工事）は、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第63号 紀の川市教育委員会教育長の勤務時間に関する条例の制定については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第5号 紀の川市保育料徴収条例の制定について から  
議案第64号 紀の川市国民健康保険条例の一部改正について まで

---

○議長（高田英亮君） 続きまして、日程第3、議案第5号 紀の川市保育料徴収条例の制定についてから、議案第64号 紀の川市国民健康保険条例の一部改正についてまでの27議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました27議案については、過日の本会議において、厚生常任委員会に審査を付託していたものであります。

厚生常任委員会委員長より、委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

9番 榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（登壇） 厚生常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

委員会は、去る3月11日と16日に、本庁舎6階委員会室1において、委員7名の出席を得て開催し、付託された案件について審査を行いました。

当委員会に付託されました27議案のうち、議案第7号、議案第17号、議案第18号、議案第35号、議案第37号、議案第38号、議案第61号については、賛成多数で、その他20議案については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

委員会における委員の主な質疑の内容は、次のとおりです。

まず、議案第5号 紀の川市保育料徴収条例の制定については、現行では、ひとり親世帯や在宅障害者のいる世帯は保育料の減額制度があるが、新制度ではどうなるのかとた

だしたのに対し、新制度においても規則などで現行と同じように定めたいとの答弁でした。

次に、議案第7号 那賀老人福祉施設組合清算基金条例の制定については、基金の用途についてただしたのに対し、一部事務組合解散後の旧施設の解体や整地のための費用に充てるとの答弁でした。

次に、議案第14号 紀の川市墓地条例の一部改正については、第6条の2に、市長が特別な事由があると認めた場合は還付できるとあるが、特別な事由とは何を想定しているのかとただしたのに対し、天災により崩落などが発生し、今後墓地区画が使用できなくなったと判断した場合などを想定しているとの答弁でした。

次に、議案第17号 紀の川市心身障害児在宅扶養手当支給条例の一部改正については、国・県の手当を受給している方を対象から外すと判断した理由をただしたのに対し、国・県の手当を受給されている方に市単独の手当を上乗せして支給すると、市単独の手当しかもらえない方との差が開き、不公平感が生じるため、対象から外すとの答弁でした。

次に、議案第18号 紀の川市介護保険条例の一部改正については、第6期3年間の総給付費と認定者数の推移の見込みについてただしたのに対し、3年間で195億1,600万円の給付費を見込んでおり、認定者数は、平成27年が4,500人、平成28年、4,700人、平成29年には、4,900人になると見込んでいるとの答弁でした。

次に、議案第35号 平成27年度国民健康保険事業勘定特別会計予算については、脳ドック受診委託料について何名を想定し、個人負担は幾らとするのかとただしたのに対し、330名を想定し、個人負担は5,000円となるとの答弁でした。

また、26年度の申し込み状況についてただしたのに対し、330名の枠に620名の申し込みがあったとの答弁でした。

また、個人負担額を引き上げ、その分受診できる人数をふやす考えはないのかとただしたのに対し、個人負担を2,000円程度引き上げることにより、受診できる方を十数名ふやすことができるので、予算の範囲内で対応を考えたいとの答弁でした。

また、脳ドック検診の実施を那賀病院に申し入れできないのかとただしたのに対し、申し入れしたが、現在那賀病院では、脳外科医の24時間待機体制など緊急医療に重点を置いており、マンパワーも不足しているので、脳ドック検診の実施は難しいとの返事をいただいたとの答弁でした。

次に、議案第38号 平成27年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算については、滞納状況についてただしたのに対し、人数は350人で、期別では4,581期となっているとの答弁でした。

また、高齢者見守り事業について、専門的でない方でも対応できるのかとただしたのに対し、マニュアルを設け、報告書も提出してもらおう。支援の必要な家庭を発見した場合は、高齢介護課や包括支援センターに必ず連絡を入れるよう指導する。

また、徘徊高齢者位置探索サービス事業の内容と利用状況についてただしたのに対し、徘徊高齢者がいる家庭にGPS端末機を貸与するもので、家族がインターネットや携帯電

話などで現在地を確認することができる。現在、10名利用されているとの答弁でありました。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

それでは、ただいま議題となっております27議案について、討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、議案第7号についての反対討論。

19番 石井 仁君の発言を許可します。

石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（登壇） 議案第7号 那賀老人福祉施設組合清算基金条例の制定について、反対討論を行います。

本条例は、那賀老人福祉施設組合の解散後の事業経費に充てるため、平成28年3月31日の解散に伴う組合からの清算金を紀の川市で基金化するというもので、解散後の4月1日以降、事務承継を紀の川市が行うことから、本市が基金条例を制定するというものがあります。

那賀老人福祉施設組合は、昭和26年に旧那賀郡の24町村を構成自治体として設立されました。以来、64年間、公立の老人ホームとして那賀地方在住の方を中心に、高齢期の生活の場として活用されてきました。特に、組合設立当初からある養護老人ホームは、戦後わずか6年という時期で、和歌山県下でもほかにわずかしかない時代にこの地域に開設され、在宅での生活が困難な低所得の方の生活の場として運営されてきました。施設の老朽化の解消のために、建てかえが検討される中で、民営化の方針が組合として決定されましたが、この地域で公立の養護老人ホーム、特別養護老人ホームとして白水園が地域に果たしてきた役割は失われていません。養護老人ホームは、老人福祉法に基づく措置制度により運営されており、入所決定にとどまらず、入所される高齢者の生活を支え続けるという自治体の責任と役割は、公設・公営でこそ発揮できると考えます。

よって、組合の解散、白水園の民営化方針を受けた本条例の制定に反対するものです。

○議長（高田英亮君） 続いて、賛成討論の発言を許可します。

4番 中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（登壇） 私は、議案第7号 那賀老人福祉施設組合清算基金条例の制定について、賛成討論を行います。

提案されました那賀老人福祉施設組合清算基金は、解散に伴う組合からの清算金を適正に管理し、組合解散後の施設解体等の財源とするもので、管理者である紀の川市において

清算基金を管理する必要があると考えます。

また、民営化については、平成22年9月2日の白水園建設検討委員会での最終報告がありますが、近年、養護老人ホーム措置者も高齢化し、介護認定者も過半数を占め、特養化している中で特別養護老人ホームと養護老人を併設するのが望ましい。また、現施設を改築する場合の整備に対する補助額は、年々減少しております。

他方、地方公営企業法に抵触するため、合併特例債も使えないため多額の事業債が必要なことから、市が進める行財政改革において民間活力の導入を図るべきことであります。

現在、白水園を除いて特別養護老人ホームは、岩出市に2施設、紀の川市に7施設あり、いずれも社会福祉法人として運営し、複合的な事業を行っていますので効率的な運営ができ、利用サービスの向上が図れるものと考えてますので、民営化について状況を考慮し、私の賛成の討論とさせていただきます。

○議長（高田英亮君） 次に、議案17号についての反対討論。

8番 中村真紀君の発言を許可します。

中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（登壇） 議案第17号 紀の川市心身障害児在宅扶養手当支給条例の一部改正について、反対討論を行います。

今回、難病患者や施設入所者を対象に加えたことは、評価したいと思います。

しかし、平成20年に支給額を半減させただけでなく、今度は対象から国の特別児童扶養手当を受給している者を外すと対象者を狭めたことは、那賀郡時代から続いた那賀福祉圏域の障害児者支援施策を大きく後退させるものです。本来は、国や県の施策に上乘せしていくことで、より紀の川市に暮らす障害者の家族を支えようという制度であったはずで、市の制度を後退させず、さらに充実させていくべきと考え、反対討論とします。

○議長（高田英亮君） 続いて、賛成討論の発言を許可します。

13番 竹村広明君。

○13番（竹村広明君）（登壇） 私は、議案第17号 紀の川市心身障害児在宅扶養手当支給条例の一部改正について、賛成討論を行います。

難病や小児慢性特定疾患の児童については、平成25年4月から障害児支援サービスの対象になり、平成27年1月からは医療費の助成制度が始まったところであり、重なる医療費負担を強いられている状況にある難病児や軽度の障害児に対する手当支給制度はなく、国の支援は充実しているとはいいがたい状況であります。

このようなことから、国や県の制度で救済されない方への支援施策を市単独事業で実施し、障害の程度によるサービスの受給格差の是正を図ることが必要であり、限られた財源を効果的に活用するためには、受給対象者を見直し、同じ障害児を監護する保護者間で格差のないサービスを提供するために必要な改正であると考え、本議案に賛成するものでございます。

以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（高田英亮君） 次に、議案第18号についての反対討論。

8番 中村真紀君の発言を許可します。

○8番（中村真紀君）（登壇） 議案第18号 紀の川市介護保険条例の一部改正について、反対討論をします。

今回の条例改正は、来年度、平成27年度から平成29年度までの3年間の介護保険料を定めるものです。3年間の総給付額を195億1,600万円と見込み、65歳以上の方、およそ2万人の1号被保険者の介護保険料は、基準額で年間7万1,000円として提案されています。今回の改定では、これまで同様、11段階の設定とし、基準額に対する負担割合も、住民税の非課税世帯への負担上昇を抑える内容となっています。

また、国の公費投入方針のもと、第5期までは第2段階にあった人も第6期からは第1段階に含め、また基準額に対する負担割合が45%にまで下げられました。国の低所得層への負担軽減策を受けて、給付量がふえる見込みのもと、できる範囲での負担を抑制する保険料設定であると言えます。

しかし、それでも現在の高齢者の生活と所得実態から見たときに、この介護保険料の負担が重たいことには変わりはありません。第6期3年目の平成29年度には、第1段階から第3段階までの負担軽減が図られるとしても、それまでは新第1段階、これまでの第1・第2段階の方の負担は上がります。また、基準額となる第5段階で見れば、第5期の6万円から第6期では7万1,000円へと、1万1,000円の負担増ということになります。基準額での上げ幅も大きく、第4期から第5期では3,700円であったのが、1万1,000円の引き上げ、負担増です。

保険料の改定は、紀の川市になってこれで4回目となりますが、基準額を1万円以上引き上げるのは、第3期、平成18年の改定で旧那賀町と貴志川町の地域で1万円を超えて以来となります。

今回の改定では、基準額に対する負担割合が、第6段階以上の方で第5期よりも高くなっており、11段階の方では基準額に対して2.4倍と、これまでになく高い割合になりました。一定の収入がある方に対して負担をより求めても、それでも基準額を上げなければならないところに、65歳以上の方に負担を求め過ぎる制度設計の矛盾があらわれています。消費税の8%への増税や物価の上昇、物価が上がる中でも年金額を抑制するマクロ経済スライドの実施など、高齢者の生活はますます苦しくなっているというのが実情です。

こうした中での高齢者をさらに苦しめる介護保険料の負担増はすべきではありません。抜本的には、国庫負担割合をふやすことが解決策だと考えますが、市も一般会計からの独自の繰り入れをし、保険料負担を抑える。あるいは、減免制度の運用を図るなど軽減施策を実施すべきであると考え、本条例案に反対するものです。

○議長（高田英亮君） 続いて、賛成討論の発言を許可します。

12番 村垣正造君。

○12番（村垣正造君）（登壇） 私は、議案第18号 紀の川市介護保険条例の一部改

正について、賛成の立場で討論をいたします。

平成27年度から平成29年度の3年間の保険料率は、基準額保険料で前期3年間の年額6万円に対して7万1,000円と、1万1,000円上昇しています。これは、高齢者の増加とあわせ、サービス受給者の増加による給付総額が大幅に増加することによるもので、制度上やむを得ない処置であります。ただ、県平均に対して約300円下回っております。

また、介護予防を推進する地域支援事業の充実と第1号保険料について、低所得者を対象とした市独自の介護保険料率11段階制を導入して、より個人の所得金額に応じた段階を設定し、保険料の抑制に努めたことと評価し、私の賛成討論といたします。

○議長（高田英亮君） 次に、議案第35号についての反対討論。

8番 中村真紀君の発言を許可します。

中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（登壇） 議案第35号 平成27年度紀の川市国民健康保険勘定特別会計予算について、反対討論を行います。

今回、法定軽減が拡充されたことは評価できますが、国民健康保険は低所得者が多く加入する保険制度であることを踏まえると、年収の1割近い負担になっている国保税をどう軽減していくのかということを運営主体として市は考えていかなければなりません。

さらに、高過ぎる国保税の負担が重くかかるゆえにおきる滞納世帯への対応として行っている短期証の発行ですが、医療の受給権の保障とは分けて考えるべきであり、保険証をとめ置かず、きちんと届けるべきであると考えます。

このことを訴えまして、反対討論といたします。

○議長（高田英亮君） 続いて、賛成討論の発言を許可します。

13番 竹村広明君。

○13番（竹村広明君）（登壇） 私は、議案第35号 平成27年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について、賛成討論を行います。

景気はようやく上向きの兆しを見せているものの、所得の低い無職者や高齢者の多い国民健康保険を取り巻く情勢はますます厳しくなっていると云わざるを得ず、加えて医療技術の高度化、生活習慣病の増加などで医療費の負担が年々増加し、厳しい財政運営を強いられております。

本市においても、厳しい財政状況の中、国民健康保険勘定運営基金からの繰入金等で歳入予算を確保するなど、被保険者の経済負担の緩和のための努力がうかがわれます。また、被保険者の健康保持のため、特定健康診査や脳ドックの助成事業などの保健事業にも積極的に取り組む姿勢が見受けられるところであります。

医療費抑制化に向けたさらなる取り組み等に健全な国保の事業運営に一層の努力をされることを要望し、平成27年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算についての賛成討論といたします。

以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（高田英亮君） ここで、しばらく休憩します。

（休憩 午前11時01分）

（再開 午前11時15分）

○議長（高田英亮君） 再開します。

休憩前に引き続き、審議を行います。

次に、議案第37号についての反対討論。

19番 石井 仁君の発言を許可します。

石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（登壇） 議案第37号 平成27年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について、反対討論を行います。

高齢になれば、医療が必要になってくるのは当然なことです。この後期高齢者医療制度は、75歳という年齢で線を引いたことから、高齢化が進めば進むほど保険料はふえ、負担がふえ続けるという制度ですが、本人や若い人たちの負担で賄うには限界を超えています。

厚生常任委員会の審査の中でも、保険料の滞納者があり、短期証を発行されている方があると説明がありましたが、年金額が年間18万円未満の人に保険料の負担を求めれば、滞納が生じるのは避けられないのではないのでしょうか。法定軽減はされても、市独自には低所得者に配慮した保険料の減免は行われていません。少子高齢化となっている現代社会にそぐわないこの保険制度を本来の社会保障制度として、公費負担を抜本的に引き上げていく必要があるという考えから、この予算に反対するものです。

○議長（高田英亮君） 続いて、賛成討論の発言を許可します。

3番 船木孝明君。

○3番（船木孝明君）（登壇） 私は、議案第37号 平成27年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成討論を行います。

国民健康保険と同様、後期高齢者医療制度を取り巻く情勢として、急速な高齢化の進展、依然として回復のしない社会経済の低迷の中、後期高齢者医療制度の安定に向けて、国では医療制度改革が進められております。

将来にわたり国民皆保険制度を堅持し、高齢者の医療保険を安定的で持続可能なものとしていくため、後期高齢者医療制度が必要なものであり、医療費の抑制に向けたさらなる取り組み等、健全な運営に一層の努力を要望し、また期待し、平成27年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算についての賛成討論といたします。

○議長（高田英亮君） 次に、議案第38号についての反対討論。

8番 中村真紀君の発言を許可します。

中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（登壇） 議案第38号 平成27年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について、反対討論を行います。

本予算は、第6期の事業計画を実施する1年目の予算であります。先ほど、議案第18号の討論でも述べましたが、保険料の負担が高齢者の暮らしに重くのしかかっている中で、保険料負担の軽減策や利用料の軽減など、市独自の施策が必要であると考えます。

第6期では、一定の所得以上の人は、ことし8月から利用料が1割負担から2割負担に引き上げられます。利用者のおよそ2割に当たる方が負担増となります。特別養護老人ホームへの入所条件を原則要介護3以上とするよう国は求めてきています。保険料と利用料の負担増と給付抑制政策がしかれる中で、誰もが必要な介護サービスを安心して受けられるようにはなっていないことを指摘しまして、反対討論といたします。

○議長（高田英亮君） 続いて、賛成討論の発言を許可します。

6番 大谷さつき君。

○6番（大谷さつき君）（登壇） 私は、議案第38号 平成27年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

提案されました27年度の予算額は65億2,900万円、前年度に対し3億6,300万円、5.9%の増となっております。

これは、高齢者の増加に伴い介護認定者数の増加が予測され、給付費の増は避けて通れませんが、介護保険料率11段階制を導入して、低所得者負担の抑制に努めたこと、地域支援事業に新規事業を加え、積極的な介護予防を推進したことによるものであり、評価できるものと考え、本予算案に賛成するものです。

制度の複雑化に加え、昨今の厳しい経済状況であります。引き続き介護保険制度の円滑な運営に努め、支援を必要としている高齢者をはじめ、市民にとって安心して住み続けられる制度となるよう努力されることを期待して、私の賛成の討論とします。

○議長（高田英亮君） 次に、議案第61号についての反対討論。

19番 石井 仁君の発言を許可します。

石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（登壇） 議案第61号 那賀老人福祉施設組合規約の変更に関する協議について、反対討論を行います。

本議案は、現行の組合規約に組合解散に関する規定がないため、組合解散後の事務の承継について定めるものですが、議案第7号でも述べたように、白水園はこれからも地域の高齢者福祉施設として公立施設で充実させていくべきであると考えますから、本議案についても反対いたします。

○議長（高田英亮君） 続いて、賛成討論の発言を許可します。

4番 中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（登壇） 私は、議案第61号 那賀老人福祉施設組合規約の変更に関する協議について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

提案されました規約の変更に関する協議は、構成市である紀の川市と岩出市において解散後の承継事務を円滑に行うため、本規約に組合解散に関する規定を定める必要があると考え、また民営化についても、先ほど議案第7号で述べたように、社会福祉法人として運営して複合的な事業を行っていますので、効率的な運営ができ、利用者サービスの向上が図れるものと考えますので、民営化についての状況を考察し、賛成といたします。

以上です。

○議長（高田英亮君） 以上で、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第5号 紀の川市保育料徴収条例の制定については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第6号 紀の川市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

議案第7号 那賀老人福祉施設組合清算基金条例の制定については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第11号 紀の川市心身障害児医療費の支給に関する条例の一部改正については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第12号 紀の川市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第13号 紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部改正については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第14号 紀の川市墓地条例の一部改正については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第15号 紀の川市あき地管理の適正化に関する条例の一部改正については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第16号 紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

議案第17号 紀の川市心身障害児在宅扶養手当支給条例の一部改正については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

議案第18号 紀の川市介護保険条例の一部改正については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第19号 紀の川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第25号 平成26年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第26号 平成26年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第27号 平成26年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第29号 平成26年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第30号 平成26年度紀の川市水道事業会計補正予算（第2号）については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第31号 平成26年度紀の川市工業用水道事業会計補正予算（第2号）については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

議案第35号 平成27年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第36号 平成27年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

議案第37号 平成27年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

議案第38号 平成27年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第42号 平成27年度紀の川市簡易水道事業特別会計予算については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第54号 平成27年度紀の川市水道事業会計予算については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第55号 平成27年度紀の川市工業用水道事業会計予算については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

議案第61号 那賀老人福祉施設組合規約の変更に関する協議については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第64号 紀の川市国民健康保険条例の一部改正については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案64号は、原案のとおり可決されました。

---

日程4 議案第1号 工事委託協定の締結について（市道中学校連絡線自歩道新設整備事業に伴う和歌山線粉河・紀伊長田間粉河中学校前架道橋新設工事） から

議案第59号 権利の放棄について まで

---

○議長（高田英亮君） 続きまして、日程4、議案第1号 工事委託協定の締結について（市道中学校連絡線自歩道新設整備事業に伴う和歌山線粉河・紀伊長田間粉河中学校前架道橋新設工事）から、議案第59号 権利の放棄についてまでの23議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました23議案については、過日の本会議において産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会委員長より、委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

17番 室谷伊則君。

○17番（室谷伊則君）（登壇） 産業建設常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員会に付託されました議案第1号、議案第8号、議案第20号、議案第24号、議案第28号、議案第33号、議案第39号から議案第41号、議案第43号から議案第53号、議案第57号から議案第59号までの計23議案であります。

委員会は、去る3月12日、本庁舎6階委員会室1において、全員の出席を得て開催し、付託された案件について当局から説明を受けた後、審査を行いました。

審査の結果、当委員会に付託されました23議案については、全て全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しております。

委員会における質疑の主なものは、次のとおりであります。

まず、議案第1号 工事委託協定の締結について（市道中学校連絡線自歩道新設整備事業に伴う和歌山線粉河・紀伊長田間粉河中学校前架道橋新設工事）では、工事の完了期日をただしたのに対し、協定書では平成29年3月までとなっているが、平成28年8月末までに完成するようJRに申し入れを行っているとの答弁でした。

次に、議案第39号 平成27年度紀の川市公共下水道事業特別会計については、2款、1項、2目、流域下水道事業費のうち、流域下水道事業について処理場周辺地域整備負担金として、周辺整備の工事内容と平成28年度以降の事業予定をただしたのに対し、岩出市が事業主体となっており、本線の大きな工事は終わっているが、市道、農道及び水路等との取り合わせなど小規模の工事が若干残っている。平成28年度で終了することも可能だが、国庫補助金及び県補助金を活用し、少しでも2市の負担金が軽減すべく平成30年に終了する予定と聞いているとの答弁でした。

次に、議案第50号 平成27年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計予算については、1款、1項、2目、財産管理費のうち、財産管理事業について大字補正金の内容をただしたのに対し、最上地区の市道拡幅工事に伴う用地買収費用と登記費用を最上地区に対し補助するとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

ただいま議題となっております23議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより、順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号 工事委託協定の締結について（市道中学校連絡線自歩道新設整備事業に伴う和歌山線粉河・紀伊長田間粉河中学校前架道橋新設工事）は、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第8号 紀の川市財産区管理会条例の制定については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第20号 紀の川市都市公園条例の一部改正については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第24号 平成26年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第3号）については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第28号 平成26年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第33号 平成27年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第39号 平成27年度紀の川市公共下水道事業特別会計予算については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第40号 平成27年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第41号 平成27年度紀の川市農業集落排水事業特別会計予算については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号 平成27年度紀の川市池田財産区特別会計予算についてから、議案第53号 平成27年度紀の川市平池財産区特別会計予算についてまでの11議案については、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議がないようですので、一括して採決を行います。

それでは、お諮りいたします。

議案第43号から、議案第53号までの11議案については、委員会審査報告は可決とするものです。

本11議案については、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号から、議案第53号までの11議案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号 権利の放棄についてから、議案第59号 権利の放棄についてまでの3議案については、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議がないようですので、一括して採決を行います。

それでは、お諮りいたします。

議案第57号から、議案第59号までの3議案については、委員会審査報告は可決とするものです。

本議案については、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号から議案第59号までの3議案については、原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第23号 平成26年度紀の川市一般会計補正予算（第5号）について

---

○議長（高田英亮君） 続きまして、日程第5、議案第23号 平成26年度紀の川市一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

本件についても、過日の本会議において、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託していたものであります。

それでは、各常任委員会委員長より委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長にそれぞれ審査結果の報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

20番 川原一泰君。

○20番（川原一泰君）（登壇） 総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告をいたします。

委員会は、去る3月10日、本庁舎6階委員会室1において、全委員の出席を得て開催をし、付託された案件について審査を行いました。

当委員会に付託されました議案第23号 紀の川市一般会計補正予算（第5号）のうち、当委員会の所管部分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしてございます。

委員会における各委員の質疑の主なものは、次のとおりであります。

2款、総務費、1項、総務管理費、7目、企画費、地方版総合戦略等策定事業で調査業務の委託内容はとただしたのに対し、委託業務の内容については、人口ビジョンと総合戦略を1年間かけて策定するための委託料であり、主に人口の現状分析や推計の変化が地域に与える将来への影響を分析するための委託料であるとの答弁でございました。

次に、9款、消防費、1項、消防費、1目、消防総務費、防災用品備蓄事業で、今回の補正については、乳幼児の災害用備蓄事業を整備するものであるが、その内容はとただしたのに対し、本事業については、地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用した災害用備蓄事業であり、紙おむつ、粉ミルク等を購入し、市内の乳幼児から新生児の約30%が避難されるという見込みの中で、五日間の備蓄品を3年間かけて整備していくものであるとの答弁でございました。

次に、10款、教育費、2項、小学校費、1目、学校管理費、18節、備品購入費、小学校防災用品配備事業については、児童や教職員用に防災用ヘルメットを配備するためのものであると思うが、窓ガラスや天井の整備といった非構造部材の災害対策を今後どうしていくのかとただしたのに対し、平成27年度で耐震補強を完了するところであり、現在小学校では3年間かけてクーラーの整備を、また体育館では避難所を確保するため天井の落下防止にも取り組んでおり、今後、窓ガラスの飛散防止や天井の落下防止については、順次順位をつけて必要な部分から取り組んでいきたいとの答弁でございました。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 続いて、厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

9番 榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（登壇） 厚生常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

審査の日時、場所等については、先ほど報告したとおりです。

当委員会に付託されました議案第23号 平成26年度紀の川市一般会計補正予算（第5号）のうち、当委員会の所管部分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しております。

委員会における委員の質疑の主なものは、次のとおりです。

まず、3款、1項、5目、老人福祉費の高齢者長寿祝い事業の137万9,000円の減額理由をただしたのに対し、予算積算時から実際に支給までの間に、対象者が亡くなったためであるとの答弁でした。

次に、15目、臨時福祉給付金給付事業費の給付状況をただしたのに対し、1万5,315人が対象者であったが、支給したのは1万3,498人、率にして88.1%であっ

たとの答弁でありました。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 続いて、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

17番 室谷伊則君。

○17番（室谷伊則君）（登壇） 産業建設常任委員会に付託されました議案第23号紀の川市一般会計補正予算（第5号）のうち、当委員会の所管部分について、審議の経過並びに結果について御報告いたします。

審査の日時、場所については、先ほど報告したとおりであります。

当委員会に付託されました議案第23号のうち、所管部分について、審査の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しております。

委員会における質疑の主なものは、次のとおりであります。

まず、6款、2項、2目、林業振興費のうち、鳥獣対策事業について、農産物の被害額をただしたのに対し、平成25年度で総額4,893万4,000円、被害額の大きなものとしては、イノシシが3,475万4,000円、アライグマが745万円、ヒヨドリが230万円などであるとの答弁でした。

次に、7款、1項、3目、観光振興費のうち、観光プロモーション強化事業について、何人ぐらい、どういう方々がキャンペーンスタッフとして活躍しているのかとただしたのに対し、ぷるぷる娘が2名、着ぐるみの中に入る人、観光協会の会員とで、プロモーション、名古屋、東京、大阪等の物販のイベントに参加していく予定ですとの答弁でした。

次に、近畿大学の学生の参加はあるのかと再度ただしたのに対し、第1代目のぷるぷる娘の一人が近大生であったとの答弁でした。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 以上で、各常任委員会の審査報告が終了いたしました。

これより、ただいまの委員長報告に対し、一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。

議案第23号 平成26年度紀の川市一般会計補正予算（第5号）については、各委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、各委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午後 0時00分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（高田英亮君） 再開します。

休憩前に引き続き、審議を行います。

---

#### 日程第6 委員会提出議案第1号 紀の川市議会委員会条例の一部改正について

---

○議長（高田英亮君） 続きまして、日程第6、委員会提出議案第1号 紀の川市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 坂本康隆君。

○10番（坂本康隆君）（登壇） それでは、委員会提出議案第1号について、提案説明をいたします。

委員提出議案第1号 紀の川市議会委員会条例の一部改正について、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに紀の川市議会会議規則第14条第2項の規定により、提出をいたします。

当議案については、当委員会において全会一致をいたしましたので、委員会提出議案として提出いたします。提出者は、議会運営委員会であります。

提案理由といたしまして、紀の川市行政組織条例の一部を改正する条例及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するためであります。

改正内容は、紀の川市行政組織条例の一部改正に伴い、総務文教常任委員会の所管に「危機管理部」を加え、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、改正前の法律に基づく教育長の在職に関する特例措置を設けております。

以上で、提案説明を終わります。

○議長（高田英亮君） 以上で、提案説明が終了いたしました。

ただいま議題となっております委員会提出議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、直ちに質疑、討論、採決を行います。

それでは、委員会提出議案第1号に対する質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

委員会提出議案第1号について、討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。

委員会提出議案第1号 紀の川市議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第7 委員会提出議案第2号 市長の専決処分事項の指定についての一部改正について

---

○議長（高田英亮君） 続きまして、日程第7 委員会提出議案第2号 市長の専決処分事項の指定についての一部改正についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 坂本康隆君。

○10番（坂本康隆君）（登壇） それでは、委員会提出議案第2号について、提案説明をいたします。

委員会提出議案第2号 市長の専決処分事項の規定についての一部改正について、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに紀の川市議会会議規則第14条第2項の規定により提出をいたします。

当議案については、委員会において全会一致をいたしましたので、委員会提出議案として提出をいたします。提出者は、議会運営委員会であります。

提案理由といたしまして、市長の専決処分事項の指定を追加するためであります。

内容といたしまして、市長の専決処分事項の指定についての一部を次のように改正いたします。

本則に次の1号を加える。

第5号、学校給食費について、民事訴訟法、平成8年法律第109号第383条の規定による支払い督促の申し立てにより履行を請求する場合で、同法第395条の規定により督促異議の申し立てが訴えの提起とみなされるときに当該訴訟の提起及びその和解に関す

ること。

平成18年3月28日及び平成24年9月28日に議決した1号から4号に、ただいま説明しました5号をさらに追加するものであります。

以上で、提案説明を終わります。

○議長（高田英亮君） 以上で、提案説明が終了いたしました。

ただいま議題となっております委員会提出議案第2号については、会議規則第37条第2項の規定により、直ちに質疑、討論、採決を行います。

それでは、委員会提出議案第2号に対する質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

委員会提出議案第2号について、討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。

委員会提出議案第2号 市長の専決処分事項の指定についての一部改正については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会提出議案第2号は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第8 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

---

○議長（高田英亮君） 続いて、日程第8、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から、それぞれ会議規則第104条の規定により、お手元に配付の写しのとおり、閉会中も審査及び調査を継続いたしたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も審査及び調査を継続することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も審査及び調査を継続することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。

それでは、市長から、閉会にあたって発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） 平成27年第1回定例会閉会にあたり、一言御挨拶申し上げます。

2月20日から本日まで、長きにわたり十分御審議をいただき、また各委員会でも議論をしていただきました。提案させていただきました案件につきましては、全て承認をいただき、ありがとうございました。認めていただいたから何でもやるということではなしに、十分慎重に、始末できるところはしながら頑張りたいなど、そう思います。

特に、平成27年度は合併10周年、記念すべき年でもございます。また、秋にはわかやま国体もございます。そういうことで、皆さん方にいろいろと行事等、また県外からのお客さん等でおもてなしの1年になるのではないかなど、そのように思っております。

また、念願でありました紀の海組合のごみ処理場のちょっとおくれているようでありますが、27年度中の完成、また紀の川インターから、打田から上之郷に通ずる関空道路期成同盟会の設立、また岩出井堰頭首工の水害・大水対策の解決に向けて、ことしから調査・設計をしていただくということになってございます。

いろいろと市の予算で、合併以後、耐震等々の中でたくさんの特例債を活用しながら今日までやってまいりましたが、おかげさんで耐震のほうも27年度中に終わるということでございます。

今後は、安全・安心な紀の川市づくりに27年度も頑張っていきたいと考えておりますので、皆さん方の御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます、簡単でございますけれども、議会終了にあたり御挨拶を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） それでは、平成27年第1回紀の川市議会定例会の閉会にあたり、私からも一言御挨拶を申し上げます。

去る2月20日開会し、本日まで32日間にわたり慎重審議を賜り、また議会運営につきましても御協力をいただき、まことにありがとうございました。おかげをもちまして、本日無事終了することができました。

とりわけ、ことしは合併10周年の記念すべき年であります。5町による合併であり、課題も数多くございましたが、市民の皆さん、また市長をはじめ執行部の皆様の御努力もあり、現在では、市としての一体感も醸成されてきたように感じます。

今後、市議会としても紀の川市のさらなる発展のために、議会の使命が十分果たせるよう議員各位の御協力をお願いいたします。

さて、桜の便りもちらほら聞かれるようになりました。季節の変わり目、議員各位におかれましては、お体を御自愛いただき、ますます議員活動に御精励いただきますよう御祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

それでは、これもちまして、平成27年2月20日招集の平成27年第1回紀の川市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

（閉会 午後 1時14分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

紀の川市議会議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員